



# 鳥取県公報

平成17年12月27日(火)  
号外第213号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>病院局管理規程</b>	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（7）（総務課） ..... 1
----------------	---

### 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年12月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

#### 鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号給	給料月額										
再任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300	

職 員 以 外 の 職 員	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300	
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200	
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100	
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700	
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900			
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200			
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300			
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400				
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000				
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600				
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700					
	23			299,100	351,900	372,700	411,900						
	24			301,100	354,100	375,300	415,300						
	25			303,000	356,500	377,800							
	26			304,800	358,700	380,400							
	27			306,700	361,000								
	28			308,700	363,200								
	29			310,600									
	30			312,500									
	31			314,400									
	32			316,200									
	再 任 用 職 員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

別表第2 医療職給料表 (第3条関係)

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
再任用職員	12	374,600	445,700	488,400	542,500
以外の職員	13	383,700	454,600	498,100	551,000

	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	
	22		505,600	559,800	
	23		509,000	563,800	
	24		512,400	567,900	
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

## イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
再任用職員	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
以外の職員	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900			
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			

	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
	30			366,200				
再任用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

## ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
再任用職員	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
以外の職員	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					

	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
	41	319,200						
再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

別表第2の2 特定任期付職員給料表 (第3条関係)

号給	給料月額
1	403,000円
2	456,000円
3	513,000円
4	583,000円
5	666,000円
6	779,000円
7	911,000円

別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	-	-	183,800
	2	134,000	170,200	190,800
	3	138,400	176,800	198,000
	4	142,800	183,800	205,000
	5	148,000	189,600	212,600
	6	153,800	194,900	220,400
	7	159,700	200,000	228,300
	8	166,000	205,100	235,700
	9	170,600	210,000	242,100
	10	174,000	214,400	248,400
	11	177,000	218,800	254,600
	12	179,700	223,000	260,100
	13	182,200	227,300	265,600
	14	184,200	230,500	270,600
	15	186,200	233,400	275,700
再任用職員	16	187,800	236,500	280,200
以外の職員	17		239,400	284,200
	18		242,300	287,900
	19		244,100	291,100

	20			293,400
	21			295,200
	22			297,200
	23			299,100
	24			301,100
	25			303,000
	26			304,800
	27			306,700
	28			308,700
	29			310,600
	30			312,500
	31			314,400
	32			316,200
再任用職員		149,600	186,800	214,600

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(給料表)			(給料表)		
第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。			第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		
種類	適用範囲		種類	適用範囲	
略			略		
医療	略		医療	略	
職給	医療職	部長（薬剤部長に限る。）、室長	職給	医療職	部長（薬剤部長に限る。）、 <u>技幹</u>
料表	給料表	(地域医療連携室の室長を除く。）、	料表	給料表	<u>(衛生技師、薬剤師、理学療法士、</u>
(別	(2)	副部長、副室長（医療安全対策室	(別	(2)	<u>理療師、臨床工学技士、栄養士、</u>
表第		の副室長を除く。）、理学療法士長、	表第		<u>歯科衛生士又は診療放射線技師の</u>
2)		衛生技師、薬剤師、理学療法士、	2)		<u>職務を行う者に限る。）、室長（地</u>
		臨床工学技士、栄養士、歯科衛生			<u>域医療連携室の室長を除く。）、副</u>
		士及び診療放射線技師			<u>部長、副室長（医療安全対策室の</u>
					<u>副室長を除く。）、理学療法士長、</u>
					<u>主任（現業職員以外の技術吏員</u>
					<u>(電気技師又は機械技師の職務を</u>
					<u>行う者を除く。）に限る。）、衛生</u>

医療職 給料表 (3)	局長（看護局長に限る。）、室長（地域医療連携室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師	
略		

2及び3 略

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
4 級	副主幹の職務
5 級	困難な業務を処理する副主幹の職務
6 級	1～3 略
7 級	1～3 略
8 級	1～3 略
略	

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 略

		技師、薬剤師、理学療法士、 <u>理療師</u> 、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師
医療職 給料表 (3)	局長（看護局長に限る。）、室長（地域医療連携室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、 <u>技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師</u>	
略		

2及び3 略

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
4 級	1 係長の職務 2 副主幹の職務 3 主任（主事）又は主任（技師）の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務
5 級	1 相当困難な業務を処理する係長の職務 2 相当困難な業務を処理する副主幹の職務 3 困難な業務を処理する主任（主事）又は主任（技師）の職務
6 級	1～3 略 4 困難な業務を処理する係長の職務 5 困難な業務を処理する副主幹の職務 6 主任の職務
7 級	1～3 略 4 主査の職務
8 級	1～3 略 4 困難な業務を処理する主査の職務
略	

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	衛生技師、理学療法士、栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士又は歯科衛生士（以下「衛生技師等」という。）の職務
略	
3 級	副部長、副室長又は理学療法士長の職務
4 級	困難な業務を処理する副部長、副室長又は理学療法士長の職務
5 級	室長（栄養管理室長に限る。）の職務
6 級	部長又は室長（栄養管理室長を除く。7級の項において同じ。）の職務
略	

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
5 級	1～3 略
6 級	1及び2 略
7 級	困難な業務を処理する局長又は室長の職務

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	衛生技師、理学療法士、栄養士、診療放射線技師、 <u>理療師</u> 、臨床工学技士又は歯科衛生士（以下「衛生技師等」という。）の職務
略	
3 級	1 副部長、副室長又は理学療法士長の職務 2 相当困難な業務を行う薬剤師の職務 3 困難な業務を行う衛生技師等の職務
4 級	1 相当困難な業務を処理する副部長、副室長又は理学療法士長の職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務 3 特に困難な業務を行う衛生技師等の職務
5 級	1 室長（栄養管理室長に限る。）の職務 2 困難な業務を処理する副部長、副室長又は理学療法士長の職務 3 主任の職務
6 級	1 部長又は室長（栄養管理室長を除く。7級の項において同じ。）の職務 2 技幹の職務
略	

備考 この表の6級の欄に掲げる職の職務のうち、管理者が必要と認めた職員の職務については、その職務の級を7級とすることができる。

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
5 級	1～3 略 4 技幹の職務 5 特に困難な業務を行う助産師又は看護師の職務
6 級	1及び2 略 3 困難な業務を処理する技幹の職務
7 級	困難な業務を処理する局長の職務

別表第 8 (第 5 条関係)

ア 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
略	
2 級	8,000円。 ただし、2号給 <u>7,924円</u>
3 級	9,600円。 ただし、1号給 <u>9,211円</u> 2号給 <u>9,531円</u>
略	
5 級	<u>11,100円</u>
6 級	<u>11,900円</u>
略	

イ 現業職給料表

職務の級	調整基本額
略	
3 級	8,500円。ただし、1号給 <u>8,271円</u>

別表第 8 (第 5 条関係)

ア 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
略	
2 級	8,000円。 ただし、2号給 <u>7,947円</u>
3 級	9,600円。 ただし、1号給 <u>9,243円</u> 2号給 <u>9,562円</u>
略	
5 級	<u>11,200円</u>
6 級	<u>12,000円</u>
略	

イ 現業職給料表

職務の級	調整基本額
略	
3 級	8,500円。ただし、1号給 <u>8,298円</u>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第19項までの規程は、同年2月1日から施行する。

(施行日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、次の式により算定した額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

平成18年1月1日(以下「切替日」という。)におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその

$$1 \text{号下位の号給との差額} \times \frac{\text{その者の切替日の前日における給料月額} - \text{切替日の前日におけるその者の属する切替日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給}}{\text{切替日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給}}$$

$$\frac{\text{職務の級における最高の号給の額}}{\text{下位の号給との差額}} + \text{切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}$$

(主査等に係る職務の級の特例)

3 平成18年2月1日(以下「移行開始日」という。)の前日において附則別表第1の給料表の種類欄に同じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間(以下「前期移行期間」という。)、移行開始日の前日における職務の級(以下この項及び附則第8項において「暫定級」という。)とする。ただし、前期移行期間中の異動により、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

(主査等の職務の級の切替え)

4 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日(以下「第1切替日」という。)の前日においてその者が属

していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級（附則第9項において「第1切替後級」という。）とする。ただし、第1切替日における異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。

(主査等の号給の切替え等)

5 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給（次項において「新号給」という。）は、附則第7項に規定する職員を除き、附則別表第2の給料表の種類欄に掲げる第1切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給（以下この項及び次項において「旧号給」という。）の区分及び同表の期間の区分の欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

6 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第1切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

(主査等の職務の級における最高の号給を超える給料月額切替え等)

7 附則第4項本文に規定する職員であって第1切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた者の第1切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、前2項の規定の適用を受ける者との均衡を考慮し、管理者が定める。

(主任等に係る職務の級の特例)

8 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間（以下この項及び附則第16項において「移行期間」という。）、暫定級とする。ただし、移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

9 附則第4項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間（以下この項において「後期移行期間」という。）、当該第1切替後級とする。ただし、後期移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

(主任等の職務の級の切替え)

10 前2項に規定する職員のうち、平成20年4月1日（以下「第2切替日」という。）の前日における職務の級が附則別表第4の旧級の欄に掲げるものであり、かつ、第2切替日におけるその職務が同表の第2切替日における職務の欄に掲げる職務であるものの第2切替日における職務の級は、同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(主任等の号給の切替え等)

11 前項に規定する職員の第2切替日における号給（次項において「新号給」という。）は、附則第13項に規定する職員を除き、附則別表第5のアからウまでの規定で第2切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の職員の区分の欄に掲げる職員の区分及び同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給（以下この項及び次項において「旧号給」という。）の区分並びに旧号給が同表の経過期間の欄に期間の定めのある号給であるものについては同欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

12 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第5の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第2切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

(主任等の職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

13 附則第10項に規定する職員であって第2切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた者の第2切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、前2項の規定の適用を受ける者との均衡を考慮し、管理者が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

14 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

15 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規程第22条及び第26条の規定の適用については、給与の額の算出の基礎となる給料月額は前項に規定する額とする。

(休職者等の特例)

16 附則第8項又は第9項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第22条第3項の海外随伴休暇を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合（復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）が平成23年3月31日以前であるものに限る。）には、附則第8項又は第9項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日（当該日以前の異動により、当該異動の日における給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者にあっては、当該異動の日の前日）までの期間（以下「特例延長期間」という。）、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1) 第2切替日から平成22年3月31日まで 復職等の日の属する年度の翌年度の末日

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成23年3月31日

17 附則第11項から第13項までの規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について準用する。この場合において、附則第11項及び第13項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、附則第12項中「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

18 前項の規定により準用される附則第11項又は第13項の規定の適用を受ける職員（附則第16項第2号に係るものを除く。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の年度の欄に掲げる復職等の日の属する年度の区分及び同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとな

る場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

- 19 附則第15項の規定は、附則第16項に規定する職員（同項第2号に係る者を除く。）の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

(委任)

- 20 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 21 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線の引かれた号（以下この項において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下「切替日給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、改正後の給与規程（以下「新給与規程」という。）第3条、第4条及び第6条第2項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる切替日給料月額の区分に応じ当該各号に定める額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、当該額が新給与規程第3条、第4条及び第6条第2項の規定により算出した場合における給料月額以下となる場合には、当該給料月額以下となった日以後の給料月額については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>職員の属する職務の級における最高の号給を超えない給料月額</u> 職員の受ける号給の平成18年1月1日において適用される給料月額</p> <p>(2) <u>職員の属する職務の級における最高の号給を超える給料月額</u> 当該給料月額に対応する鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）<u>附則第2項の規定により算定した給料月額</u></p> <p>8及び9 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下「切替日給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、改正後の給与規程（以下「新給与規程」という。）第3条、第4条及び第6条第2項の規定にかかわらず、<u>切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、当該額が新給与規程第3条、第4条及び第6条第2項の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。</u></p> <p>8及び9 略</p>

## 附則別表第1 (附則第3項、第4項関係)

給料表の種類	旧級	職務
行政職給料表	7級	主査の職務
医療職給料表(2)	6級	技幹の職務
医療職給料表(3)		

## 附則別表第2 (附則第5項、第6項関係)

給料表の種類	旧号給	期間の区分	新号給	月数
行政職給料表	21号給	12月未満	22号給	月
		12月以上	23号給	- 12
	22号給	6月未満	23号給	+ 6
		6月以上	24号給	- 6

備考 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

## 附則別表第3 (附則第8項、第9項関係)

給料表の種類	旧級	職務
行政職給料表	4級	1 主事又は技師の職務 2 主任の職務
	5級	主任の職務
	6級	1 主任の職務 2 係長の職務
医療職給料表(2)	3級及び4級	1 衛生技師の職務 2 薬剤師の職務
	5級	1 主任の職務 2 係長の職務
医療職給料表(3)	2級から4級まで	1 准看護師の職務 2 看護師の職務
	5級	1 看護師の職務 2 技幹の職務

## 附則別表第4 (附則第10項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧級	新級
行政職給料表	主事又は技師の職務	4級から6級まで	3級
	係長の職務	6級	5級
医療職給料表(2)	衛生技師の職務	3級から5級まで	2級
	総合事務所の係長の職務	5級	4級
医療職給料表(3)	看護師又は准看護師の職務	5級	4級

## 附則別表第5 (附則第11項、第12項関係)

## ア 行政職給料表の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数	
旧級が4級であつた職員で 新級が3級となるもの	6号給	12月未満	8号給	月	
		12月以上	9号給	- 12	
	7号給	6月未満	9号給	+ 6	
		6月以上	10号給	- 6	
	8号給	6月未満	10号給	+ 6	
		6月以上	11号給	- 6	
	9号給	6月未満	11号給	+ 6	
		6月以上	12号給	- 6	
	10号給	6月未満	12号給	+ 6	
		6月以上	13号給	- 6	
	11号給	6月未満	13号給	+ 6	
		6月以上	14号給	- 6	
	12号給	6月未満	14号給	+ 6	
		6月以上	15号給	- 6	
	13号給	6月未満	15号給	+ 6	
		6月以上	16号給	- 6	
	14号給	6月未満	16号給	+ 6	
		6月以上	17号給	- 6	
	15号給	6月未満	17号給	+ 6	
		6月以上	18号給	- 6	
	16号給	6月未満	18号給	+ 6	
		6月以上	19号給	- 6	
	旧級が5級であつた職員で 新級が3級となるもの	8号給	6月未満	10号給	+ 6
			6月以上	11号給	- 6
9号給			12号給		
10号給			13号給		
11号給			14号給		
12号給			15号給		
13号給			16号給		
14号給			17号給		
15号給			18号給		
16号給			19号給		
17号給			20号給		
18号給			21号給		
19号給		22号給			
20号給		23号給			
21号給		24号給			
22号給		25号給			
23号給		26号給			
24号給		27号給			

	25号給		28号給	
	26号給	12月未満	29号給	
		12月以上	30号給	- 12
旧級が6級であつた職員で新級が5級となるもの	11号給		12号給	
	12号給		13号給	
	13号給		14号給	
	14号給		15号給	
	15号給		16号給	
	16号給		17号給	
	17号給		18号給	
	18号給		19号給	
	19号給		20号給	
	20号給		21号給	
	21号給		22号給	
	22号給		23号給	
	23号給		24号給	
	24号給	12月未満	25号給	
		12月以上	26号給	- 12
旧級が6級であつた職員で新級が3級となるもの	旧級が6級であつた職員で新級が5級となるものの例により得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間		左欄の号給及び期間を基礎として、旧級が5級であつた職員で新級が3級となるものの例により得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間	

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
旧級が3級であつた職員で新級が2級となるもの	8号給	12月未満	11号給	月
		12月以上	12号給	- 12
	9号給	6月未満	12号給	+ 6
		6月以上	13号給	- 6
	10号給	6月未満	13号給	+ 6
		6月以上	14号給	- 6
	11号給	6月未満	14号給	+ 6
		6月以上	15号給	- 6
	12号給	6月未満	15号給	+ 6
		6月以上	16号給	- 6
	13号給	6月未満	16号給	+ 6
		6月以上	17号給	- 6
	14号給	6月未満	17号給	+ 6
		6月以上	18号給	- 6

旧級が4級であつた職員で新級が2級となるもの	9号給	6月未満	13号給	+ 6
		6月以上	14号給	- 6
	10号給		15号給	
	11号給		16号給	
	12号給		17号給	
	13号給		18号給	
	14号給		19号給	
	15号給		20号給	
	16号給		21号給	
	17号給		22号給	
	18号給		23号給	
	19号給		24号給	
	20号給		25号給	
	21号給		26号給	
22号給		27号給		
23号給		28号給		
24号給	6月未満	28号給	+ 12	
旧級が5級であつた職員で新級が4級となるもの	10号給		13号給	
	11号給		14号給	
	12号給		15号給	
	13号給		16号給	
	14号給		17号給	
	15号給		18号給	
	16号給		19号給	
	17号給		20号給	
	18号給		21号給	
	19号給		22号給	
	20号給		23号給	
	21号給		24号給	
	22号給		25号給	
23号給	12月未満	26号給		
	12月以上	27号給	- 12	
旧級が5級であつた職員で新級が2級となるもの	旧級が5級であつた職員で新級が4級となるもの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間	左欄の号給及び期間を基礎として、旧級が4級であつた職員で新級が2級となるもの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間		

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
				月

旧級が5級であつた職員 (旧職務が技幹であるものを除く。)で 新級が4級となるもの	11号給		14号給	
	12号給		15号給	
	13号給		16号給	
	14号給		17号給	
	15号給		18号給	
	16号給		19号給	
	17号給		20号給	
	18号給		21号給	
	19号給		22号給	
	20号給		23号給	
	21号給		24号給	
	22号給		25号給	
	23号給		26号給	
	24号給	12月未満	27号給	
	12月以上	28号給	- 12	
旧級が5級であつた職員 (旧職務が技幹であるものに 限る。)で新級が4級となるもの	18号給		25号給	
	19号給		26号給	
	20号給		27号給	
	21号給	3月未満	27号給	+ 9
		3月以上	28号給	- 3
	22号給	9月未満	28号給	+ 9

## 備考

- この表において「旧級」は平成20年3月31日における職務の級をいい、「新級」は同年4月1日における職務の級をいい、「旧職務」は同年3月31日における職務をいう。
- 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

## 附則別表第6 (附則第14項関係)

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

## 附則別表第7 (附則第18項関係)

年 度	期 間	割 合
平成20年度	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の66
	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の33
平成21年度	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の50

